

ドイツから日本向けに輸出される生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について

令和3年10月14日

ドイツのシュレースヴィヒ・ホルシュタイン州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ニーダーザクセン州、ブランデンブルク州、ザクセン州、テューリンゲン州、バイエルン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州、ベルリン州、バーデン・ヴュルテンベルク州、ザクセン・アンハルト州及びブレーメン州における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、当該12州から日本向けに輸出される生きた家きん、家きん肉等について、輸入が停止されていたところですが、今般、ドイツ家畜衛生当局から提供された情報により、当該2県における同病の清浄性を確認したことから、輸入停止措置を下記のとおり解除しました。

記

1 輸入停止措置を解除する対象地域

生きた家きん：ドイツ全土

家きん肉等：シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ニーダーザクセン州、ブランデンブルク州、ザクセン州、テューリンゲン州、バイエルン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州、ベルリン州、バーデン・ヴュルテンベルク州、ザクセン・アンハルト州及びブレーメン州

2 輸入停止措置を解除する対象品目

- (1) 本日以降に輸入停止措置を解除する対象地域で検疫を開始する生きた家きん  
(鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも目の鳥類並びにそれらの初生ひなに限る。)
- (2) 本日以降にと殺された輸入停止措置を解除する対象地域由来の家きんの肉、臓器等及びこれらの加工品
- (3) 本日以降に採卵された輸入停止措置を解除する対象地域由来の家きんの卵及びその加工品

3 輸入停止措置を解除する対象地域由来の羽毛について、鳥インフルエンザの国内への侵入防止の観点から実施する輸入検査における消毒措置の対象から除外する。ただし、ニューカッスル病又は家きんコレラの発生地域から輸入される羽毛については、引き続き当該消毒措置の対象となるので、留意されたい。